

第1章 施設整備の基本方針

1.1 基本計画の目的

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）は、伊勢市、明和町、玉城町、度会町（以下「構成市町」という。）で構成している一部事務組合であり、ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場の運営維持管理を行っている。

ごみ処理施設は、平成8年4月に供用開始した可燃ごみ処理施設、平成7年2月に供用開始した粗大ごみ処理施設及び平成12年4月に供用開始したリサイクルプラザを有しており、構成市町から排出される一般廃棄物を適正に処理している。

可燃ごみ処理施設については、平成8年から供用開始ではあるが、ごみピットを含む建築物の一部は昭和50年4月に供用開始した旧施設から活用しており、その多くは経過年数が46年となり、老朽化が著しい状況にある。また、平成19年度～平成23年度の5年間に大規模改修を実施したものの、エネルギー回収の増強を図る改造や建築物の改修は実施していない状況にあり、適正処理、安定処理及び維持管理費等を考慮すると新たな施設への更新が求められている。

粗大ごみ処理施設は供用開始後26年、リサイクルプラザは供用開始後21年が経過しており、可燃ごみ処理施設の更新を見据えて、より効率的な処理施設の整備が求められており、構成市町における唯一のごみ処理施設の更新に向けた具体的な検討を行う時期にきている。

以上の状況から、組合では構成市町における長期的視点に立ったごみ処理の適正処理、安定処理を維持するための基本的な考え方及びごみ処理施設の整備方針をとりまとめ、「ごみ処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を平成31年4月に策定した。

その内容を受けて、組合ではごみ処理施設整備に向けて、基本構想及び現在の社会情勢や技術動向を踏まえ、ごみ処理施設整備に向けた基本的な事項をとりまとめ、ごみ処理施設整備基本計画（以下「本基本計画」という。）を策定することとした。

1.2 基本計画の構成

本基本計画は、以下の8章で構成する。

第1章	施設整備の基本方針
第2章	全体計画
第3章	エネルギー回収施設基本計画
第4章	マテリアルリサイクル推進施設基本計画
第5章	土木建築計画
第6章	施工計画
第7章	運営・維持管理計画
第8章	財源計画

第1章では基本計画の目的及び基本方針を整理し、第2章では、ごみ処理施設整備における計画条件、立地条件及び公害防止条件等の環境保全等の基本的な条件を整理するとともに、ごみ処理施設の附随的な役割（エネルギー利用、環境学習、防災機能）について整理した。第3章ではエネルギー回収施設に係る基本計画を、第4章ではマテリアルリサイクル推進施設に係る基本計画をそれぞれとりまとめた。第5章は土木建築計画として、配置動線や建築デザイン、建築構造等について整理した。第6章は施工計画として、ごみ処理施設施工上の配慮事項及び工事工程等についてとりまとめた。第7章では、DBO方式における運営・維持管理について整理した。第8章では、ごみ処理施設整備及び運営に係る概算事業費並びに財源について整理した。

1.3 基本コンセプト及び基本方針

組合は、平成 31 年 3 月 27 日に「伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本構想策定委員会（以下「基本構想委員会」という。）」によるごみ処理施設整備基本構想（答申）を受けて、平成 31 年 4 月に策定したごみ処理施設整備基本構想において、新たに整備するごみ処理施設（以下「新施設」という。）の整備に当たり、以下の基本コンセプト及び基本方針を掲げている。

1.3.1 基本コンセプト

新施設の整備に当たり、安全・安心が最も重要であるとの認識のもと、循環型社会の形成と、既存施設では積極的には行われていない廃棄物のエネルギー回収及びその有効利用に配慮するとともに、地域社会に貢献できる施設を目指し、基本コンセプトを以下のように決定した。

～ごみ処理施設整備の基本コンセプト～

安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。

1.3.2 基本方針

「ごみ処理施設整備の基本コンセプト」の実現に向け、次に示す8項目の施設整備の基本方針を掲げた。

また、持続可能でよりよい世界の実現に向けて国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」にも配慮し、各基本方針を実現することで達成されるSDGsの目標を「関連するSDGs」として記した。

基本方針	内 容	関連する※ SDGs
基本方針 1	○安全・安心に配慮した施設 事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、住民が安心して生活できる施設の整備を目指します。	3 すべての人に健康と福祉を 
基本方針 2	○構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設 構成市町で日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。	12 つくる責任 つかう責任 
基本方針 3	○経済性・効率性に優れた施設 施設整備における競争性を確保するとともに、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設とします。	8 働きがいも 経済成長も 
基本方針 4	○資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設 効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 
基本方針 5	○処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設 処理プロセスによる温室効果ガスを可能な限り低減するシステムの構築および省エネルギーシステム、余熱利用計画等による地球温暖化の防止を図ります。	13 気候変動に具体的な対策を 
基本方針 6	○地域に開かれ親しまれる施設 環境啓発や情報発信のための施設見学対応に加え、3R 啓発のための機能などの施設も広く住民に開放し、周辺の景観との調和にも配慮することで、訪れた人が憩える、住民に広く親しまれる施設とします。	4 質の高い教育をみんなに 
基本方針 7	○地域社会に貢献できる施設 施設整備期間および施設の運営期間において、地域の企業や人材の育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指します。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 
基本方針 8	○災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設 耐震化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時の早期復旧・継続的な処理が行えることを目指した施設とするとともに、災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。	11 住み続けられるまちづくりを 

※：関連するSDGsの内容

目 標	内 容
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>